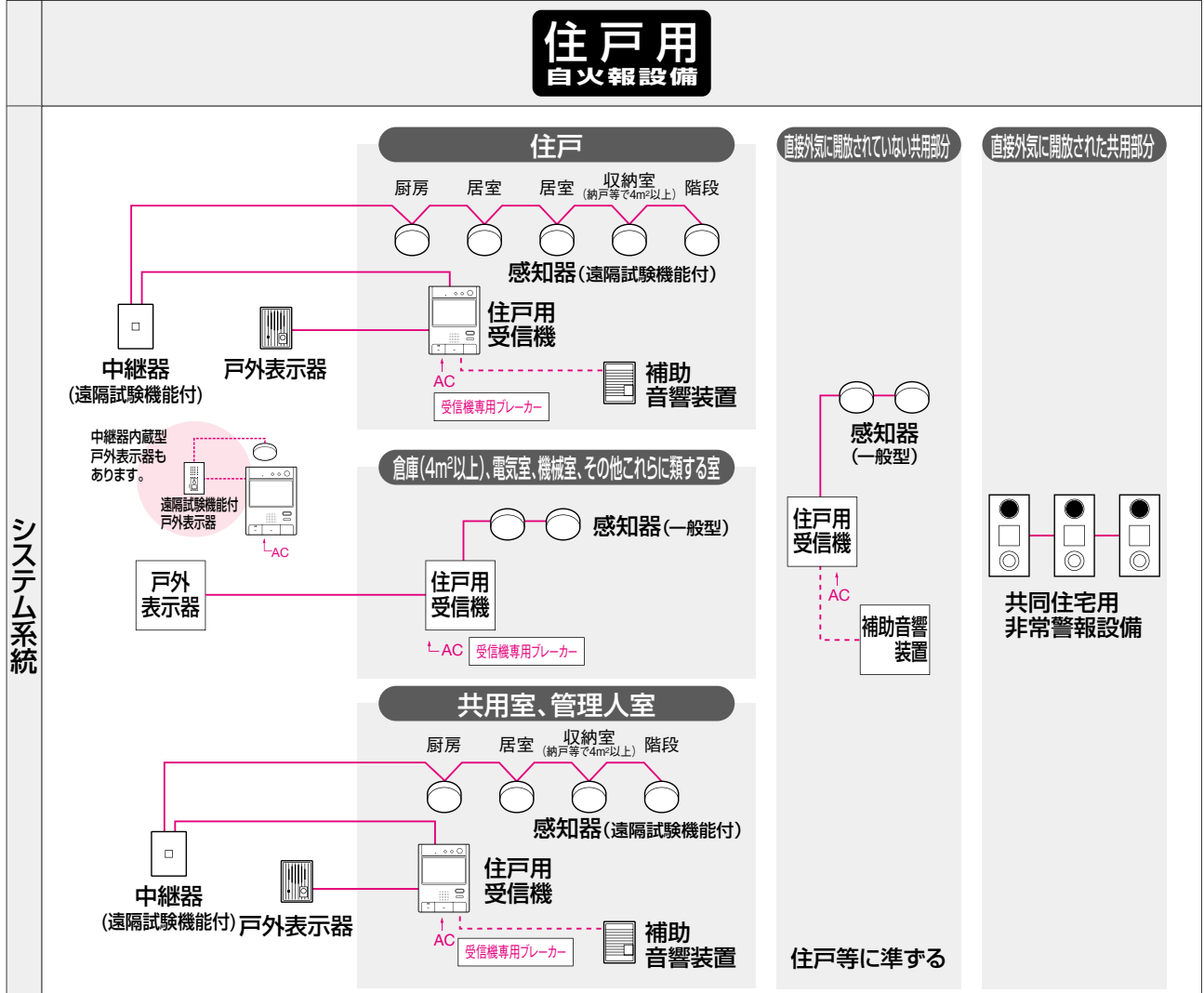


総務省令第40号による設置基準

# 住戸用／共同住宅用自火報設備の系統について



住戸等の部分には住戸用自動火災報知設備を、また直接外気に開放されていない共用部分には住戸用自動火災報知設備を住戸等の部分に準じて設置すると共に、それ以外の共用部分には共同住宅用非常警報設備を設置することができること。  
 ※住戸等とは……住戸(寝室、宿泊室等の部分を含む)、共用室、管理室、倉庫、機械室、電気室、その他これに類する室をいう。※詳しくは省令40号・告示19号をご確認ください。

## 住戸用受信機用の電源

住戸用受信機の電源は、住戸等ごとに交流低圧屋内幹線から専用の分岐開閉器を介してとること。

## 配線

受信機から電源(60分監視後、10分作動できる容量の予備電源を有する場合を除く。)、戸外表示器、音声警報装置及び補助音響装置までの配線は、規則第12条第5号の規定に準じて設けられていること。(耐熱電線)

## 電源・配線

